

調査研究の範囲

経済性、合理性、効率性で価値観を測ろうとした20世紀が終わり、21世紀は感性の時代であるといわれて久しい。いろいろな分野で人間の感覚や感性がキーワードとして認識され始めている。「何となく楽しそう」「何となく癒される」「なんとなく落ちつく」といった感性インターフェイスの時代である。しかし、人と音のコミュニケーションという立場で眺めてみると、音楽分野などの製品開発やソフト開発においては、開発競争上この感性の意図は十分理解されているものの、市民生活と音環境という立場で眺めたとき、感性の時代としては首を傾げる様な状況が出現している。

人為的に公共空間に放音される音、活動する上で否応なくその放音領域に踏み込んだり、また一方的に公共空間から生活圏に侵入してくる音もある。それらの音にまみれながら生活しているのが現状であるが、その騒音性・音環境の劣化を指摘する声も根強いものがある。

そこで、本調査では下表の様に市民生活の周囲に存在する音、それも公共的な場・公共空間での音環境を中心に考察する。一般市民に向けて意図的に放音されるもの、放音の管理の主体が一般市民に委ねられているものなどの影響を考察し、市民生活にとってより良い公共の音環境を実現する方策を調査研究している。

行政レベルで取り上げられ対策がたてられている騒音や近隣生活上で問題となる生活騒音などは除外している。また、一部で問題となっている低周波騒音も除外している。これらについては他で考察された文献・情報が豊富なので参照されたい。

本報告書での扱い	範囲
○	公共的な場・公共空間での音環境 ・ 一般市民に向けて意図的に放音されるもの ・ 放音の管理の主体が一般市民に委ねられているもの → 拡声器騒音、文化騒音、サウンドスケープなど
×	騒音規制法下 ・ 工場騒音、建設騒音、交通騒音、深夜騒音 生活騒音 ・ 集合住宅の構造上発生する足音など物音、エアコン・テレビ・ステレオ・カラオケ・洗濯機など電気製品の音、楽器の音、自動車・バイクの空ふかし、ペットの鳴声など近隣生活上の騒音